

# ATMで医療費や健康保険料、税金などの還付金を受け取ることはできません！だまされないで！！



自治体職員などのふりをして「健康保険料の還付がある」「医療費の払い戻しがある」「税金の還付金がある」などと言ってATMに行くよう誘導し、振り込みをさせる『還付金詐欺』が増える時期です。被害回復は大変困難ですので、だまされないよう十分に注意しましょう。

## 【主な手口】

① 役場や税務署、社会保険事務所や年金事務所などの公的機関の職員や、金融機関の職員になりすまして電話をかける。

② 医療費、保険料、税金等の還付金(払戻金)の話をし、払いすぎたお金が返ってくると思わせる。

例：「医療費の払戻金の通知を送らせていただきますでしたが、手続きはお済みですか」

③ すぐに手続きをしなければならぬかのよう信じ込ませる。

例：「払戻金の受け取り期日は今日までです」

「今日中に手続きをしなければ返金できなくなってしまうです」

④ 携帯電話とキャッシュカードを持って人目につきにくいATMに行き、そこから電話をするよう誘導する。

例「払戻金はあなたの口座に振り込みますので、携帯電話とキャッシュカードを持って、すぐにATMに行ってください」

い。ATMに着いたら〇〇〇に電話してください」

⑤ ATMコーナーから電話をかけると、機械の操作方法を指示される。

例：「払戻金を受け取る口座を登録しますので『振込』を押してください」

「これから言う口座情報を入力してください」

「金額のところには、あなたの登録番号〇〇〇〇を入力してください」

「最後に『確認』を押してください」



自分の口座への振り込み手続きをしているかのように錯覚し、実際は他人の口座にお金を振り込んでしまいます。振り込んだお金はすぐに引き出されません。

☆医療費などの還付金(払戻金)がATMで支払われることは絶対にありません。

☆電話で「お金が返ってくるのでATMへ」と言われたら詐欺です。そのまま電話を切りましょう。

☆還付金などに心当たりがある場合でも、相手の話をうのみにせず、役場や税務署、年金事務所などに確認を。

☆ひとりで判断せず誰かに相談しましょう。

あなたの携帯電話番号が記載された架空請求は無視してください！

「重要」と書かれた封書で『訴訟最終告

知のお知らせ』という書面が届いた。書面には自分の住所・氏名と携帯電話番号の記載があり、『賣方の携帯電話で利用されていた、契約会社ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、身辺調査の開始、訴状の提出がされました事をご通知致します』などと記載されている。架空請求として無視して良いだろうか」という相談が寄せられ、国民生活センターからも注意が呼びかけられています。

☆正式な裁判手続きでは、訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で、郵便職員が直接手渡すこととなっています。郵便受けに投げ込まれることはありません。

☆封書(書面)が届いても絶対に連絡を取らないでください。

連絡をすると、調査費用、延滞料、公正証書代金などの名目でお金を請求されたり、個人情報聞き出そうとされたりします。このようなハガキや封書(書面)は無視してください。

